

山口市包括的支援事業委託業務実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山口市地域包括支援センター運営要綱（以下「運営要綱」という。）に基づき、山口市（以下「市」という。）が委託する包括的支援事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「地域型センター」とは、介護保険法（以下「法」という。）第115条の4第1項の規定により、包括的支援事業の委託を受けた者（以下「委託法人」という。）が設置した地域包括支援センターをいう。

(委託要件)

第3条 委託法人は、過去に市において指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務を行った実績があり、地域型センターに配置する専門職員のうち、地域包括支援センター業務に1年以上勤務経験のある職員を配置できる次の要件を満たす者とする。

- (1) 法人であること。
- (2) 法人又はその役員等が次の者に該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - エ 法人の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
 - オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
 - カ 法人市民税・固定資産税等の山口市税及び消費税並びに地方消費税を滞納している者
 - キ 過去5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者。過去5年以内とは、当該申請日の前日が、監査により勧告、命令等を受けた日（公表された日）から起算して5年を経過しないもの
 - ク 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の2第2項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の欠格事由に該当する者

(包括的支援事業の実施に必要な人員)

第4条 地域型センターにおける包括的支援事業に必要な人員は、山口市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に必要なものに関する条例施行規則第3条で定める人員配置基準に基づき、配置するものとする。

2 職員の配置にあたっては、運営要綱第3条の2に規定する担当地域（以下「担当地域」という。）の高齢者人口（事業実施年度の前年の10月1日現在）に基づき配置するものとし、各担当地域における必要な人員は、別表のとおりとする。

3 第1項に規定する職員は、原則として専任とする。ただし、指定介護予防支援業務を兼務する場合は、市と協議したうえで、包括的支援事業に支障をきたさぬよう兼務するものとする。

4 第1項に規定する職員について、中途退職等により欠員が生じた場合、あるいは育児休業又は90日以上病気休暇を取得する場合は、速やかに代替職員を補充するものとする。ただし、産前産後休暇及び90日未満の病気休暇等において予め市へ報告し、事前に承認を得た場合はこの限りではない。

(介護予防支援業務に従事する職員の員数)

第5条 介護予防支援業務に従事する職員の員数は、地域型センターが作成するケアプラン件数を55で除した数（小数点第1位四捨五入）を配置するものとする。

2 配置する職員は包括的支援事業を兼務するものとし、配置職員の員数は、前条に規定する包括的支援業務に従事する職員が指定介護予防支援業務を兼務している員数を考慮のうえ、配置するものとする。

3 第1項の地域型センターが作成するケアプラン件数は、前年度に作成したケアプラン作成実績等を考慮した件数とする。

(職員の選定)

第6条 第4条及び前条に規定する職員の選定にあたっては、適切かつ効果的な業務の履行のため、経験や能力を考慮しなければならない。

(委託業務)

第7条 委託する業務の範囲は、運営要綱第4条第1号に規定する包括的支援事業等とし、次の業務を行うものとする。

(1) 総合相談支援事業

ア 高齢者や家族等の様々な相談に応じ、地域の保健・医療・福祉サービスや関係機関につなぐ。

イ 地域におけるネットワークを構築する。

ウ 高齢者の心身・生活状況等から地域の課題等を把握する。

(2) 権利擁護事業

ア 高齢者虐待の防止と早期発見、早期対応のための普及啓発の実施

- イ 基幹型地域包括支援センターと連携し、虐待への適切かつ迅速な対応に努める。
- ウ 高齢者の権利擁護に関する知識の普及啓発や日常生活自立支援事業・成年後見制度の周知を行う。
- (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
 - ア 地域包括支援ネットワークを構築する。
 - イ 介護支援専門員に対する以下の支援を行う。
 - ① 介護支援専門員に対する実践力向上の支援を行う。
 - ② 様々な社会資源を活用できるように情報提供等を行う。
 - ③ 介護支援専門員同士のネットワーク構築の支援を行う。
- (4) 介護予防ケアマネジメント事業
 - ア 高齢者の相談に対し、要介護・要支援認定の申請、又は基本チェックリストの実施等、介護予防等事業の利用に向けた支援を行う。
 - イ 要支援者及び基本チェックリスト該当者を対象として、適切な介護予防ケアマネジメントを実施するとともに、モニタリングにより業務評価を行う。
 - ウ ケアマネジメント業務については、「介護予防・日常生活支援総合事業の対応・介護予防ケアマネジメントマニュアル」に基づいて実施する。
- (5) 在宅医療・介護連携推進事業
 - ア 在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、医療機関と介護サービス提供事業者等との連携強化を図る。
- (6) 生活支援体制整備事業
 - ア 生活支援コーディネーターと連携し、高齢者の通いの場や生活支援・介護予防サービスの創出を行う。
 - イ 地域団体と連携し、地域の状況に応じた生活支援について協議する場をつくり、生活支援体制を整備する。
- (7) 認知症総合支援事業
 - ア 認知症地域支援推進員と連携し、認知症カフェ等の運営・活動支援、認知症家族会等の運営支援を行う。
 - イ 認知症の理解促進、早期対応・早期診断の必要性等の普及啓発の実施
 - ウ 認知症の人、認知症介護家族への支援を行う。
- (8) 地域ケア会議推進事業
 - ア 支援が必要な高齢者について個別地域ケア会議を開催し、個別課題の解決を図る。
 - イ 個別地域ケア会議で把握した個別課題から発展した地域課題についての解決に向けた検討及び支援体制の構築を図る。
- (9) 一般介護予防事業
 - ア フレイル予防も含めた介護予防の普及啓発
 - イ 住民主体の介護予防の通いの場の立ち上げや継続支援の実施
- (10) 災害時要配慮者（高齢者）への支援

ア 地域包括支援センターが把握する要配慮者を対象とした平時からの災害時における対応策の検討の実施と有事の際の市への協力

(運営方法等)

- 第8条 地域型センターの名称は、「山口市〇〇地域包括支援センター」(〇〇については、原則運営要綱第3条の2に規定する設置圏域名を使用するものとする。)とし、市と協議のうえ決定するものとする。
- 2 地域型センターを紹介する印刷物(ちらし、パンフレット、名刺等)には、法人に関する情報を掲載してはならないものとする。
 - 3 地域型センターは、地域包括支援センターに係る各種会議において、市が出席を要請した場合には、これに応じるものとする。この場合において、会議への出席により地域包括支援センターの業務に支障がないよう適切に対応しなければならない。
 - 4 地域型センターは、関係施設、関係機関等との適切な連携に努めなければならない。
 - 5 地域型センターの運営に関し、不明な点が生じた場合は市の指示を仰ぐものとする。

(開設時間及び緊急時の対応)

- 第9条 地域型センターの開設時間は、月曜日から土曜日(日曜日、祝日、年末年始を除く。)の午前8時30分から午後6時までとする。ただし、土曜日は、午後5時15分までとする。
- 2 前項に規定する開設時間以外においても、緊急時の相談・支援体制が取れるように努めることとする。

(委託料)

第10条 委託料は、人件費、総合相談経費及び事務費により算定するものとし、金額等については別に締結する契約書により約定するものとする。

なお、各費用については、以下のとおりとする。

(1) 人件費

包括的支援事業に従事する職員の人件費とする。

(2) 総合相談経費

指定介護予防支援業務に従事する職員の人件費に3割(包括的支援事業を兼務する割合)を乗じて得た額とする。

(3) 事務費

包括的支援事業に従事する職員の員数に基づき算定するものとし、3人の場合は290万円、4人の場合は360万円、5人の場合は440万円、6人の場合は580万円とする。

- 2 前項第1号及び第2号の人件費の算定にあたっては、委託法人から見積書を徴収し、精査したうえで予算の範囲内で決定するものとする。この場合、

時間外勤務手当の算定にあたっては、職員1人あたり年間120時間で算定するものとする。

(委託料の変更)

第10条の2 年度の途中に配置された職員に変更が生じる場合は、市長に地域包括支援センター変更届出書を提出した後に委託料の額を変更するものとする。この場合、委託法人から当該職員の人件費相当額の見積書を徴収し、精査を行ったうえで変更するものとする。

2 産前・産後休暇等により代替職員を配置する場合において、変更前に配置された職員の人件費が発生している場合は、変更前に配置された職員の人件費を採用し、算定するものとする。

(委託料の精算)

第10条の3 事業の実施にあたっては、前2条により算定した委託料の範囲内で運営を行うことを基本とし、委託期間終了後、別に定める精算書により速やかに精算を行うものとする。なお、委託料は、総収入が総支出を上回った場合、その差額を市に返還するものとし、総支出が総収入を上回った場合、精査の上、その差額を市が補填するものとする。

(備品の貸与)

第11条 地域型センターの開設及び運営にあたっては、必要に応じて市が購入した備品を貸与するものとし、詳細については、別に締結する貸借契約書により約定するものとする。

2 第4条の規定に基づく包括的支援事業の実施に必要な人員及び第5条の規定に基づく指定介護予防支援業務に従事する職員の人数が変更となる場合は、前項の規定に準じて、備品を貸与するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 地域型センターの職員は、個人情報を適正に取り扱うこととし、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づき、業務上知り得た利用者又は家族の個人情報の保護に万全を期さなければならない。

(公正・中立性の確保)

第13条 地域型センターは、包括的支援事業の実施にあたっては、高齢者に提供されるサービスが、特定の種類又は特定のサービス事業者に特段の理由なく偏ることのないよう、公正・中立性を確保しなければならない。

(報告)

第14条 地域型センターは、毎月の事業実績報告書を、翌月15日までに市長に報告するものとし、報告書の様式については、別に定める。

2 地域型センターは、年間活動内容等について、国、県等からの照会に回答できるように実績管理を行い、必要に応じて市長に報告するものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、包括的支援事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成22年1月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表

設置圏域	担当地域	包括的支援事業の実施に必要な人員
中央	大殿・白石・湯田	5人
北東	小鯖・大内	4人
	仁保・宮野	3人
鴻南	吉敷・平川・大歳	6人
川西	小郡	4人
	嘉川・佐山・阿知須	4人
川東	陶・鑄銭司・名田島・ 秋穂二島・秋穂	4人